2018 年度　平安女学院大学　日本国憲法

第１回「Ⅰ．総論　①憲法とは何か」

2018.04.12.　佐藤

はじめに：本日の予定

1.講義趣旨と講義方法の説明

2.日本国憲法を学ぶための高校までで習った前提知識の確認

１．本講義の概要と目的

1)シラバスより

授業の概要と目標
憲法とは何か、法治と立憲制、民主主義の意味と日本国憲法の3本柱、全体内容とその特徴を理解する。日本国憲法の成立から現在に至るまで憲法理念がどのような議論のもとにあるか、憲法改正の議論の概要も含めて理解する。憲法が我々の実社会においてどのように作用しているかについて、実例や裁判例を挙げて説明し、憲法についての考え方、理解を深めるたの学習を行う。
学習の到達目標
第一に、憲法の基本概念について理解できる。 第二に、それが、現実社会とりわけ保育所(園)・小学校での教育現場においてどのように関連してくるのか理解できる。 第三に、憲法規範をもとにして、問題解決に向けて考えることができる。

授業の概要と目標
日本国憲法を中心とする我が国の法がどの様な形で、我々の実社会に入り込んでいるかについて、実例や裁判例を挙げて説明し、これらの法全体についての理解を深めるための学習を行う。
学習の到達目標
第一に、憲法の基本概念について理解できる。 第二に、それが、現実社会とりわけ保育所(園)・小学校での教育現場においてどのように関連してくるのか理解できる。 第三に、憲法規範をもとにして、問題解決に向けて考えることができる。

＊基本的知識を得ることと、大学の講義なので、それにとどまらず、自ら考えられること、を目標とする

2)保育士・小学校教諭を目指す人にとって日本国憲法を学ぶ意味

1.こどもにとって：こどもを尊重し主体性を養成する姿勢をもつ

2.教育のあり方：

3.保護者対応：

4.本人にとって：自らの権利を知り、活用できる

3)講義のルールは後掲

２．日本国憲法：高校までの教育で学んだ基礎知識の確認

1)三大原理・五大原理

Q1.　日本国憲法の三大原理とは何ですか。：［A］、［B］、［C］
　　五大原理とされた場合に付け加わる原理は何ですか。：［D］、［E］

2)［A］

Q2.　［A］は、日本国憲法のどこに規定されていますか。

3)［B］

Q3.　尊重する義務が課せられているのは誰ですか。

4)［C］

Q4.　［C］が表明されている日本国憲法の箇所はどこですか。2 箇所答えなさい。

5)［D］

Q5.　「三権分立」の「三権」とは何ですか。：［F］、［G］、［H］
法との関係では、それぞれどのような役割を果たしますか。

6)［F］

Q6.　衆議院が参議院より優越する例としてどのようなものがありますか。

7)［G］

Q7.　1 府 12 省庁とは何でしょうか。それに付け加わった 1 庁は何ですか。

8)［H］

Q8.　日本にはどのような種類の裁判所があるでしょうか。それらの審級関係はどうなってますか。

9)［E］

Q9.　地方と国では、長の選び方が違いますが、どのように違うでしょうか。

3．日本国憲法の歴史：高校までの教育で学んだ基礎知識の確認

1)日本国憲法の成立

Q10.　日本国憲法の公布は何年何月何日でしょうか。施行は何年何月何日でしょうか。

2)改正としての日本国憲法

Q11.　日本国憲法は［I］の改正として成立しました。［I］とは何ですか。

3)［I］

Q12.　［I］は、［A］［B］［C］に関して、日本国憲法とどのような違いがあるでしょうか。

4)［I］の成立

Q13.　［I］が公布されたのは明治何年でしょう。また、制定の主要な動因は何でしょうか。

5)「憲法」という言葉

Q14.　「憲法」が使われた例としては「十七条憲法」が有名ですが、日本国憲法と性格はどう違いますか。

6)立憲主義の歴史

Q15.　「マグナ・カルタ」が立憲主義の出発点と言われる理由を説明しなさい。

7)市民社会の成立

Q16.　イギリス「チューダー王朝」期、トマス・モアの頃、商人間で紛争が生じた場合
誰に対してどのように裁判を求めていたでしょうか。

Q17.　「市民革命」と呼ばれるものを説明してください。

Q18.　フランス革命の前後で、国家のあり方（とりわけ統治の仕組み）はどう変わりましたか。

4．近代社会と憲法の位置：公法と私法の区別とその指導原理

1)市民社会の成立　→　資本主義政治体制
　国家は国民の権利を侵害してはならない
　国民間は私的空間を創出

2)法的支え

公法　→　公権力の規制　　**私法　→　私的自治**

3)立憲主義

[参考文献]　西原博史・斎藤一久編著『教職課程のための憲法入門』（弘文堂、2017 年）
初宿正典他編著『目で見る憲法』（第 4 版、有斐閣、2011 年）

[自己点検]

1) Reading Assignment に関わる問題への解答
2)自己点検　a)講義の論点　b)論点にかかわる法状況　c)論点についての諸見解
3)自由記述　a)講義に関する質問　b)その他

＊今回はなし。次回から。
今回は、Q1 から Q13 までの答えを書いて提出すること。書けない者は、次回までの宿題

＊採点基準

毎回、10 点満点で採点する。
1)は、設問が 2 題、各 2 点満点で計 4 点。
採点基準、○(2 点)→正解、△(1 点)→正解に関連はしている、×(0 点)→不正解
2)は、設問が a)から c)までの 3 題、各 2 点満点で計 6 点。
採点基準、◎(2 点)→excellent、○(2 点)→good、△(1 点)→fair、×(0 点)→poor

	◎	○	△	×
a)	自らの表現で記述できている	説明して論点が記述できている	Yes/No で論点が記述できている	記述がない、無関係の記述、事実上記述ない
b)	関連法律・判例の論理的連関が記述できている	関連法律・判例が内容も含めて記述できている	不足がある	記述がない、無関係の記述、事実上記述ない
c)	○に加え、他説への批判も含めて記述できている	諸説の内容・論拠記述できている	不足がある	記述がない、無関係の記述、事実上記述ない

3)は、採点の対象にはしない。

［次回講義への Reading Assignment］

＊次回講義の「自己点検」の際に、Reading Assignment に関わる設問を出すので、それに解答すること。

＊assignment の論文は、本来は受講生各自が図書館で見つけるべきものであるが、assignment の習慣が定着していない現状の下では私が印刷して配布する形態とする。また、講義欠席者が assignment の論文を私に求めることもあるが対応するつもりはない。欠席者は自ら図書館で取得すること。

横田守弘「校則によるバイク制限」憲法判例百選Ⅰ［第 6 版］(2013 年)54 頁

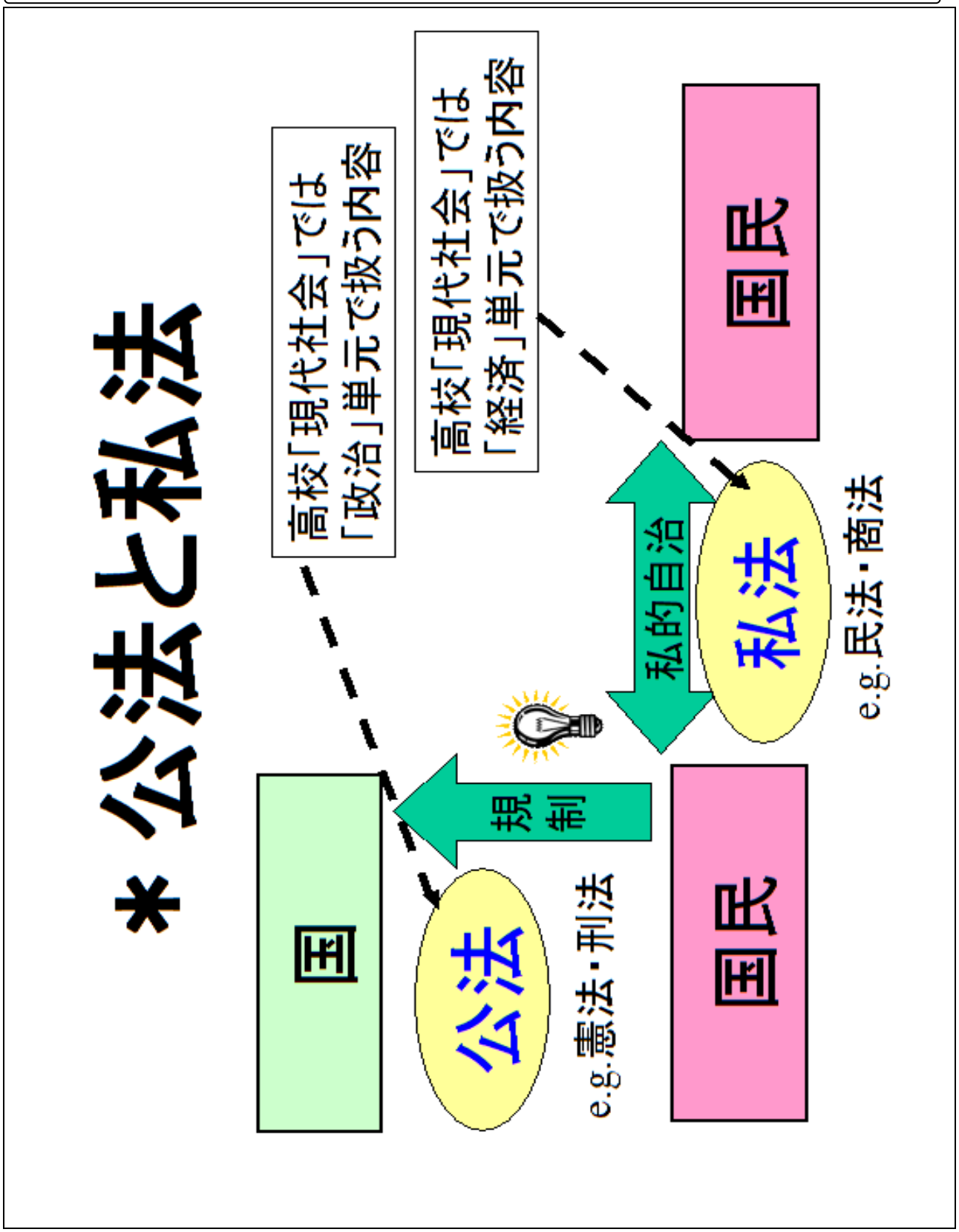

＊講義受講上の注意

１．大学の講義とは

1)教養講演会ではない：知識を得ることだけではなく、考える力を得ることが目的

2)受講態度：受け身では何の意味もなく、考えながら聞かなければならない

→ノートをとることは単なる事務作業であって学問とは無関係

←この姿勢を涵養するための援助として、自己点検用紙の提出を求める

3)自己点検について

1.講義への能動的出席を援助するための措置

2.講義日を刷り込んだ用紙を使用すること。それ以外の用紙は認めない。

3.自己点検項目 1), 2)も成績評価要素。一発逆転試験（定期試験）も実施するが逆転はない。

4)講義出席が必須

・講義に出ず、教科書・参考書で勉強して力がつくことは絶対にありえない

・形式的にも、「大学設置基準」により講義欠席学生に単位認定はできない。

＊講義欠席者は、次回までに、自らの責任で、資料や教科書該当箇所の勉強によって、回復しておくこと

5)課題請求

1.何らかの理由によって、自己点検用紙が提出できない場合には、所定の課題請求届を講義の場で私まで(事務室ではない)提出し、私から課題と課題提出用紙を受け取ること。

2.課題請求届は、私の WebSite(http://www.ritsumei.ac.jp/~satokei)に置いてあるので、A4 でプリントアウトして使用すること。

3.請求は、事前にわかっている場合には事前に、そうでない場合には事後速やかに行うこと。

4.課題は、原則として課題提出用紙を受け取った次の講義で提出すること

それが困難な場合には、なるだけ早く提出すること。

5.最終講義(第 15 回講義)については、事後の課題請求はできない(事前は可能)。

6)講義欠席について

1.大学設置基準上、欠席者に単位を出すことはできない

＊一度でも欠席した者には形式要件を欠くので単位を出すことはできない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、私の判断で若干の欠席を認めることもある。

2.課題が必要であれば、5)の手続をとること。

3.課外活動と教育・介護実習の場合にも、同様の対処をとること（整理の都合）。

7)質問について

1.質問･意見表明は、e-mail を活用してもらいたい。　satokei@law.ritsumei.ac.jp

2.ただし、多忙で時間でとれないため、即座に解答することは難しい。

3.講義の中で話したこと、話す予定のこと、自体を繰り返し聞くような質問には回答しない

２．講義の進め方の具体的注意

1)講義の進め方

1.講義はスライドに基づいて進める。

2.一回の講義で一話完結させる方式で話す。

2)配布資料とは何か

1.配布資料とは、講義を実際に聞く際に、話の全体像と、その中に置ける現在話している事項の位置を理解するためのもの。講義を聞かずして、配布資料を読むだけで内容を理解することは絶対に不可能。なお、レジュメの配布はやめた。

2.あくまで講義が主で、配布資料は従の存在。

3.配布資料は、講義の最初に配布する。欠席者はもとより遅刻者には配布しない。

4.配布資料を紛失した者用に、私の WebPage（http://www.ritsumei.ac.jp/~satokei）に置いておくが、著作権の関係で資料を掲載することはできない。

5.データ等も、私の WebSite の「社会法資料集」においている。

6.配布資料は、配布したファイルに入れて、毎回持参すること。

3)ノートのとり方

1.大判のノートを使い、資料に書き込んではいけない。

2.ノートをとるべき要点は、自己点検項目（試験問題と同じ）である。

3.概念のメモではなく、論理的展開がわかるようにノートをとること。

cf. 論述式の試験に答えられない理由

4.ノートは贅沢に使うこと

4)飲み物の持ち込みは可能。

ただし、他人の迷惑にならないようにすること。具体的には、臭いのあるものはダメ、蓋つきのものにする、等。

３．毎回の講義の進め方

0)最初 10 分程度で、reading assignment に関する設問に解答する

1)まず、最近の紛争を提示して、テーマのイメージをもってもらう

2)次に、問題の背景となっている法状況について概括的に説明する

3)そして、具体的論点に対する考え方の筋（諸説）を提示する

4)最後の 5 分程度で、自己点検を記入し提出する

5)みなさん自身がどのように考えたかについては、試験の場で表明してもらう

自己点検用紙への記載は不要（自由記述欄に記述することは自由）

４．講義を理解するために（試験の解答方法と同じ）

1)講義をしっかりと聞き、ノートをとること。ノートが大学生活の財産

2)講義の要点は、「自己点検」記述の各項目、それが試験項目

3)自己点検の各項目は、何かを書き写すことで解答にはなりません。自分で考えることが必要

4)「論点」とは、法的（事実関係についてではない）、Yes/No で解答できる、もの

資料中の「講義テーマ」は「論点」ではありません

5)「法」とは、法律と判例（判例とは反復されて規範意識をもたれた判決）　cf.「法源」

6)「諸見解」とは、学説・判例（皆さんの感想は「見解」レベルではない）

皆さんの「見解」は、試験までに諸資料を読んだ上で考えて、試験の場で表明する

＊具体例と抽象的法理論

法学は抽象的。わかりやすくするために具体例を述べるが、それは例にすぎない。法理論が講義の中心。具体例のみ覚えている者が多数発生するが、具体例に意味はなく、法理論を理解すること。

［講義予定］

				保育所の事件簿	*素材*	*講義テーマ*
4/12	Ⅰ	総論	①憲法とは何か	既修得知識の確認		立憲主義
/19			②子どもの人権	携帯禁止校則	修徳高・最判	校則の拘束力
/26	Ⅱ	国民主権	①外国人の人権	強制退去	東京都・最判	外国人の公務就労
5/10	Ⅲ	基本的人権：精神的自由権	①心の自由	森友学園	君が代・最判	思想信条の自由
/17			②表現の自由	ヘイトスピーチ	出版差止・最判	表現の自由
/24		：新しい人権	①プライバシー権	内申書	検索・最判	忘れ去られる権利
/31		：平等権	①性的平等	夫婦別姓	同姓強制・最判	別姓選択可否
6/07		：経済的自由権	①財産権	保育所騒音	景観権・最判	所有権絶対
/14			②私的自治	保育費用返還	学納金・最判	消費者保護
/21		：人身の自由権		青少年条例	騒音条例・最判	罪刑法定主義
/28		：社会権	①教育権	英語教育	伝習館・最判	学習指導要領の拘束力
7/05			②労働基本権	電通過労自殺	残業・最判	残業義務の根拠
/12			③社会保障権	貧困の連鎖	保護費・最判	生活保護
/19	Ⅳ	平和主義	①自衛権	普天間基地	戦争法	平和的生存権
/26	Ⅴ	統治機構	①三権分立	保育園民営化	靖国・最判	司法消極主義

2013 年度　文芸入試入学者　サポートプログラム

「デキル人のノートの取り方」

2013.05.08.　佐藤　敬二(法学部教授・学生部長)

はじめに

大学の講義でどのようにすれば使えるノートになるのかについて
20 数年、教員をやっている経験からのアドバイスです。

Ⅰ. 基本編

＊初学者は、次の「Ⅱ.技術編」に目が行きがちですが、技術は、結局は個人にあったスタイルを探すしかないので、もっともわかってほしいのは「Ⅰ.基礎編」の内容

Q1.　なぜノートを取るのでしょうか。 A1.　使うため。

使えないノートに意味はありません。記録すべき知識は文献を読めばよいのですから。

4 月に書いたノートを読み返してほしい。
そのノートから講義内容が再現できますか?
できなければ、「良くないノート」。できれば、「良いノート」。

この講義が開講後 1 か月後に開かれることの意味は、次の経験をしたことによります。
1.大学の講義を経験した
2.ノートをとってみた
3.1 か月経っているので講義は忘れた

1.大学の講義と板書
高校までの授業とちがって内容の丁寧な板書はありません。
大講義だと、要点にかかわらず、聞き取りにくい単語の板書にすぎないことも多い
→板書をノートにとっても意味はないことがわかったでしょう。
要点をノートに取ろうと思っても、要点がわからない、と感じるでしょう。
それは、初めての学問内容なので当然です。
2.ノートの取り方
様々な技術があるし、結局は一人一人にあったものを探すしかありません。
以下に若干のノウハウ
3.人の記憶
一時間で半分以下。一か月でほぼ消滅。長期記憶できるのはわずか(5%)です。
残っているわずかなものをもとに、再現するためにノートが必要なのです。
参考：エビングハウスの忘却曲線
20 分後、 42%を忘却、58%を記憶。1 時間後、56%を忘却、44%を記憶。
1 日後、 74%を忘却、26%を記憶。 1 週間後、77%を忘却、23%を記憶。
1 ヶ月後、79%を忘却、21%を記憶。

Q2.　講義が再現できないのはなぜでしょう。
A2.　理解して書いていないからです。

ノートテイクの要点：「土の匂いのするノート」(川喜多二郎)

キーワードを記録するのは、覚えやすく再現しやすいためです。
　しかし、学生の場合にはそうはなりません。基礎的知識がないからです。
むしろ、事例として語られることをまとめておく。つまり、具体的イメージで記録するべきです。
　抽象的記述は、その具体的イメージを、一般化することで対処するのです。

Q3　再現性が大切ならば、録画や録音の方がいいでしょうか。
A3.　使えませんからダメです。

理由は、再生するのに同じ時間かかります。
　　仮に早送りしても、結局は要点がわからないので、メモをつくることになり、最初からノートをとっておくことと同じです。

なお、重要な講義であれば記録を残しておいて、後で、再現することはありえるでしょう。
しかし、その際には、録画・録音について教員の了解を得ることが必要です。
そこでないと、著作権侵害となります(詳しくは、次回講義します)。

Q4.　レジュメや資料に書き込むのはアリでしょうか。
A4.　初心者にはそれではナシです。

理由は、自分で理解する作業をしないままになってしまうからです。

実際には、安直にレジュメや資料に書き込む人が多いのが現状です。
キーワードがレジュメや資料に書いてあるので、同じことをノートに取るのは無駄だと思ってしまうようです。

Q5.　理解が間違っているのではないかと不安です。
A5.　その可能性は高いです。

対策としては、内容確認のための質問をすることです。
小テストで確認してくれるような講義であればいいのですが。

追記(2014.04.01.)

Q6.　法律学の講義ノートの取り方の要点
A6.　論理展開がわかるようにノートをとること

私の講義では、
1.法的論点、2.その論点に関連する法(法律規定・判例)、
しかし当然、明文規定だけでは不明なので、解釈、3.諸解釈の紹介
(4.各自の意見(試験で表明)：諸解釈の一つを採用すること、その採用理由、不採用理由)

Ⅱ. 技術編

1.講義開始まで
　講義の最初に全体を見渡すことが重要
　→・レジュメが配られた場合には、講義開始までに全体を見て構成を理解する
　　・教科書がある場合には、該当箇所に目を通しておくと、講義の全体像がわかる

2.講義を聞く際のポイント
　理解して、しっかり「聞く」
　→・理解には、自分の言葉で置き換えてみることが必要
　　・「しっかり」には、active listening(積極的ヒアリング)を
　　次を予測して聞く、問題意識をもって聞く、疑問をもって聞く
　　・「聞く」技術
　　「まず」、「次いで」、「最後に」、といった全体の構成を示す言葉をヒントに
　　「つまり」は言い換え
　　事例は、概念理解に必要。重要でないとして聞くのをパスすると、理解できなくなる
　　今日の要点、言いたいこと、中心的な内容、等と言った場合には重要
3.メモの取り方
　理解したことを書く
　→・論理展開がわかるようにメモする
　　・概念は、単語を書き写すのではなく、その意味内容を理解すること
　　・全体の構成がわかるようにメモをとる
4.ノートの構成方法
　参考資料
5.講義後
　まとめる、補正する
　→・そのためには、再現できるかどうかのチェックを
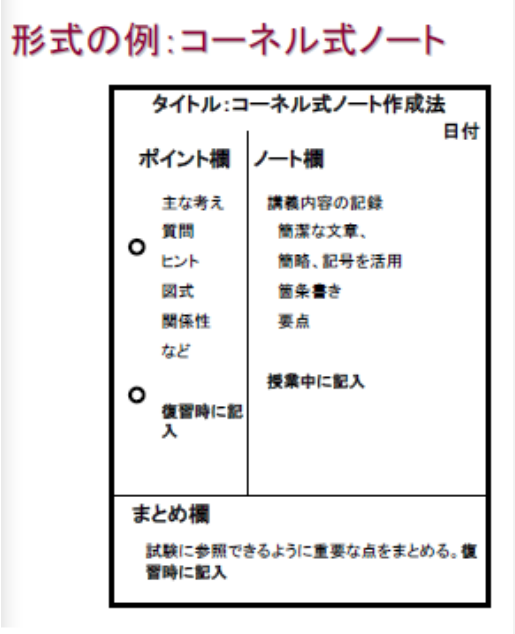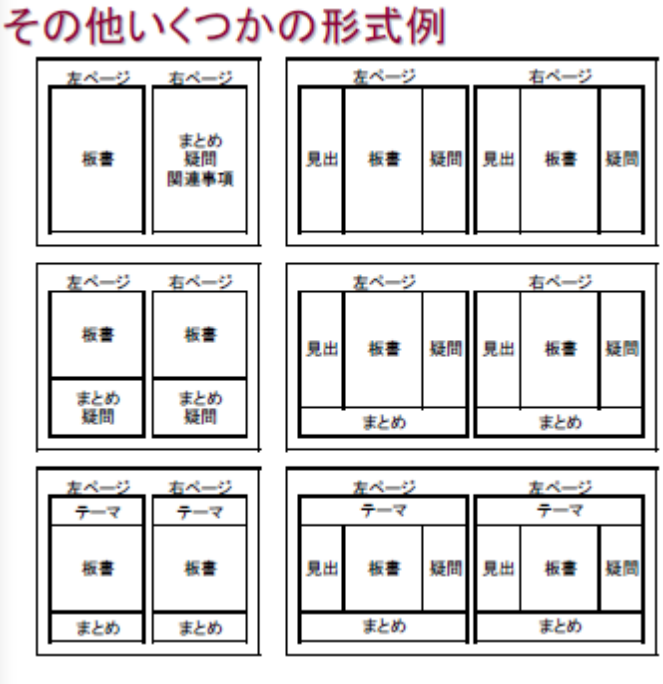
[参考資料]西浦先生「ノートテイキング」講義資料